

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策 15】 障害のある子どもへの支援

★次期プラン★

現状	課題	施策の方向性・柱	目標(成果指標)	具体的な取組み(主なもの)
<p>◆保育所や幼稚園において、発達障害の兆候に気づいても、保護者が受容できなかったり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くなっている。</p> <p>◆保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから診断までの間の不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれている。</p> <p>◆総合療育センターでの発達障害に係る新患者数は、増加傾向にある。また、重度の障害のある子どもの数も減っていない。</p> <p>◆総合療育センターの専門性を活かし、障害のある子どもへの支援の中核施設としてさらなる強化が求められている。</p>	<p>○医療と福祉の連携や、乳幼児の健診内容などにより、発達障害の早期発見の精度の向上を図ることが必要</p> <p>○保育所や幼稚園と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽にできる相談窓口が必要</p> <p>○医師や専門スタッフの確保および保育所などへの支援の充実を図るとともに、総合療育センターの中核施設としての充実強化についても検討が必要</p>	<p>〔方向性〕 障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり</p> <p>〔柱〕 ○障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 障害のある子どもに早い時期から適切にかかわるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進する。 また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保する。</p>	<p>○専門相談機関・施設等に相談する割合 目標：増加</p> <p>○相談する相手がいない人の割合 目標：減少</p>	<p>〔障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化〕 ○すくすく子育て支援事業（乳幼児発達相談指導事業[わいわい子育て相談]） 心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、保護者の育児不安に対応するとともに、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。</p> <p>○母子公費負担医療費助成（育成医療の給付） 障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療の費用を助成する。（世帯の所得に応じて一部費用負担あり）</p> <p>○総合療育センターの機能の強化 総合療育センターの再整備とともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図る。 また、（仮称）西部分所を開設し西部地区の障害のある子どもの支援を行う。</p> <p>○在宅障害児支援の充実 在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。 また、総合療育センター等の専門施設が、児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図る。</p> <p>○障害児通所支援の充実 障害児および保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図る。</p> <p>○障害児入所支援の充実 障害児入所施設については、居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図る。</p>

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策 15】 障害のある子どもへの支援

現状	課題	施策の方向性・柱	目標(成果指標)	具体的な取組み(主なもの)
<p>◆保育所や幼稚園において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきているが、さらなる対応の充実が望まれている。</p> <p>◆障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況にある。</p> <p>◆小学校等入学に際して、保育・指導要録の送付などにより、保育所・幼稚園等から小学校等への情報伝達が行われているところである。発達について気になる子どもについては、特に、就学前教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園等と小学校のさらなる連携が求められる。</p> <p>◆障害のある子どもの放課後などの居場所として放課後等デイサービスが利用できることから、保護者の就労支援やレスパイト（一時的休息）に有効である。</p> <p>◆特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受入を促進している。</p>	<p>○保育所等で小学校入学前の障害のある子どもを受け入れるため、「総合療育センター」などの専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要</p> <p>○障害児通所支援での通園時間終了後の対応についても検討が必要</p> <p>○小学校入学時に関わらず、支援のあり方、より効果的な情報のつなぎ方の検討が必要</p> <p>○放課後等デイサービスや放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進することが必要</p>	<p>○保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化</p> <p>通園施設での専門的療育訓練とともに保育所等での集団生活の場も必要であることなどから、保育所等での受け入れや保育内容の充実を図るとともに、障害児通園施設のあり方や障害児入所施設における地域支援機能の強化についても検討する。</p> <p>また、小学校入学時に保育所、幼稚園等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図る。</p> <p>○障害のある子どもの放課後対策の充実</p> <p>障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進する。</p>	<p>○保育所等訪問支援利用者数 目標：増加</p>	<p>[保育所等での障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実と、小学校等入学時の情報伝達の強化]</p> <p>○障害児保育の充実</p> <p>通常保育での受け入れに加え、延長保育、一時保育を含めて統合保育の可能な障害のある子どもの受入を行う。また、障害のある子ども福祉の向上と、保護者の就労を支援するため、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れる。また、保育士の配置、関係機関との連携、専門研修の実施等を行う。</p> <p>○幼児教育の振興</p> <p>幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行う。</p> <p>○在宅障害児支援の充実</p> <p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が、児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図る。</p> <p>○親子通園クラスの運営及び保育の充実</p> <p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れ保育所での遊びや体験、相談を通じた支援を行う。</p> <p>○保育所、幼稚園等と小学校の連携強化</p> <p>子ども家庭局、教育委員会、保健福祉局の関係部署で定期的に会議を行い、具体的な情報引継ぎシステムの構築を図る。</p> <p>[障害のある子どもの放課後対策の充実]</p> <p>○放課後等デイサービスの充実</p> <p>学校通学中の障害児を、放課後または休業日に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行う。</p> <p>○放課後児童クラブの運営体制の充実</p> <p>障害のある子どもを含め、増加する利用児童への対応が適切に行なえるよう、指導員研修の拡充や、障害のある子どもなどへの対応を支援する巡回カウンセラー（臨床心理士）の派遣を行い、指導員の資質向上を図る。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、クラブと学校との相互の関係づくりを支援する。</p>

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策 15】 障害のある子どもへの支援

現状	課題	施策の方向性・柱	目標(成果指標)	具体的な取組み(主なもの)
<p>◆「高齢者・障害者相談コーナー」や「障害者基幹相談支援センター」、「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はあるが、周知が不十分である。</p> <p>◆ライフステージが変わる際の情報の引継ぎや共有化など、関連機関の連携の充実が望まれる。</p> <p>◆保護者が子どもの障害を受容することへの戸惑いに対するケア、障害のある子どもの特性に合わせた養育の支援、障害のある子どもを持つ親同士での相談や情報交換・交流、きょうだい児の心理的なケアなど支援の充実が求められている。</p> <p>◆特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就職支援に取り組んでいるが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない。</p> <p>◆発達障害については、障害特性がわかりにくく、特に意志疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい。</p> <p>◆ショートステイ事業は、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るレスパイト(一時的休息)としても利用しやすいことが必要である。</p> <p>◆重度の障害のある子どもの数は、ほぼ横ばい状況である。</p> <p>◆医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)の支援については、施設入所、通園、ショートステイなどのサービスが不足。</p> <p>◆発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなど様々な特性を持っているが、知的には問題がない場合も多く、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活している。</p> <p>◆発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向にある。 *発達障害者支援センター「つばさ」の相談状況 (H20) 680人 2,807件 (H24) 1,069人 3,146件</p>	<p>○ライフステージが変わっても、引き続き、保護者の悩みや不安感の解消等、障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制による支援情報の一元化などを市民に周知することが必要</p> <p>○保護者の障害の受容や子育てにおける悩み、きょうだい児の心理的ケアなどについて、専門的機関による支援体制が必要</p> <p>○教育・福祉から雇用への移行を促進するため、障害のある生徒が卒業後、一般企業等への就職できるよう、関係機関の密接な連携のもと、支援を強化することが必要</p> <p>○「ショートステイ事業」を充実することが必要</p> <p>○重症心身障害児(者)が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要</p> <p>○ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要</p> <p>○発達障害に関する研修・啓発、市民の理解促進が必要</p> <p>○発達障害のある子どもやその家族の支援など、発達障害者支援センター「つばさ」の相談体制の充実を図ることが必要</p>	<p>○ライフステージを通じた相談支援体制の強化と、レスパイトなど保護者の負担軽減の充実</p> <p>障害のある子どものライフステージを通じた、一貫した相談支援体制を整備するとともに、「気になる」段階から気軽に相談できる、利用しやすい身近な相談窓口を整備する。 また、家族を支援する観点から、障害のある子どもの特性に合わせた養育支援やきょうだい児の心理的ケア、レスパイト(一時的休息)の確保など保護者の負担軽減を図る。</p> <p>○重度の障害のある子どもへの支援の強化 重度の障害があっても、地域で安心して暮らせるよう、障害のある子どもの特性に応じた支援を強化する。 特に、重症心身障害児(者)が利用できるショートステイや通園などの福祉サービスの充実を図る。 また、入所施設においては、障害のある子どもの特性に応じた支援の強化を図る。</p> <p>○発達障害のある子どもへの支援の充実 発達障害のある子どもへの支援の充実を図るため、子どもの個々の特性や関わり方、支援のポイントなどの情報を支援機関に伝達できるサポートファイル「りあん」を活用し、乳幼児期から成人期まで一貫した支援が可能となる仕組みづくりを行う。 また、発達障害児(者)支援の中核機関である「発達障害者支援センター」の相談支援体制の一層の充実を図る。</p>	<p>○障害者基幹相談支援センターの相談件数 目標：増加</p>	<p>[相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトの充実]</p> <p>○北九州市障害者基幹相談支援センターの充実 障害者及びその家族から相談を受け付ける「よろず相談窓口」であり、相談者の自宅に出向くなど丁寧な支援方法により、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができよう支援する。</p> <p>○発達障害者支援センターの充実 発達障害者支援センターを市内東西二箇所に設置し、発達障害児およびその家族への相談支援を効果的に実施するため、体制・機能の整備を行う。</p> <p>○北九州障害者しごとサポートセンターの充実 障害のある子どもたちが、地域でいきいきと自立した生活を送れるよう、北九州障害者しごとサポートセンターを拠点として、学校等の教育機関やハローワーク等の関係機関との連携を強化するとともに、きめ細やかな就労支援を行い、就職を促進する。</p> <p>○ショートステイ事業 介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害児・者を短い期間施設で預かり(宿泊・日帰り型)、必要な介護等を行う。</p> <p>[重度の障害のある子どもへの支援の強化]</p> <p>○総合療育センターの機能の強化 総合療育センターの再整備とともに、医師をはじめ臨床心理士など専門スタッフの充実等を図る。 また、(仮称)西部分所を開設し西部地区の障害のある子どもへの支援を行う。</p> <p>○小池学園(児童部)居住環境改善事業 重度の障害のある子どもへの支援強化のため、小池学園児童部の居住環境を整備する。</p> <p>[発達障害のある子どもへの支援の充実]</p> <p>○「発達障害者のためのサポートファイル」普及事業 発達障害の理解を促進し、ライフステージにおける一貫した支援を推進するため、保護者や学校、医療機関などに対して、サポートファイル「りあん」の普及を図る。</p> <p>○発達障害者総合支援事業 医療・保健・福祉・教育などの関係機関が連携し、市民を対象とした発達障害に関する理解と認識が深まるようなシンポジウムの開催や街頭啓発等を実施する。</p> <p>○発達障害者支援センターの充実 発達障害者支援センターを市内東西二箇所に設置し、発達障害児およびその家族への相談支援を効果的に実施するため、体制・機能の整備を行う。</p>

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策 15】 障害のある子どもへの支援

★参考：現行プラン★

現状・課題	課題	施策の方向性・柱 (基本施策)	目標(成果指標)	具体的な取組み(主なもの)
<p>◇「乳幼児健診」において、発見の精度を高めるための問診項目をより充実させることが求められている。</p> <p>◇保育所や幼稚園において、発達障害の兆候に気づいても、保護者が受容できなかったり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースも多くなっている。</p> <p>◇小児科医の不足等から、総合療育センターにおける予約から初診及び受診までの待機期間が長くなっている。</p> <p>◇保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから診断までの間の不安感の軽減や精神的なケアが必要であり、身近なところで気軽に相談できる体制の充実が望まれている。</p> <p>◇総合療育センターでの発達障害に係る新患者数は、増加傾向にある。また、重度の障害のある子どもも減っていない。</p> <p>◇総合療育センターは本市西部地区から遠く、親子ともに移動の負担が大きい。</p> <p>◇総合療育センターの専門性を活かし、障害のある子どもへの支援の中核施設としてさらなる強化が求められている。</p> <p>◇保育所や幼稚園において、障害のある子どもの受入数は少しずつ増えてきているが、さらなる対応の充実が望まれている。</p> <p>◇障害児通所支援は在園時間が短く、保護者が長時間就労する場合は利用することが難しい状況にある。</p> <p>◇言葉や行動など発達について、「気になる子ども」のいる保護者が、小学校入学に際して就学相談を受けない場合には、保育所・幼稚園から小学校への情報伝達ができていることがある。</p> <p>◇特別支援学校在籍児は放課後などの居場所として「日中一時支援事業」が利用できることから、保護者の就労支援やレスパイト(一時的休息)に有効である。</p> <p>◇特別支援学級や通常の学級の障害のある子どもで、集団生活に適應できる子どもは、放課後児童クラブでの受入を促進している。</p> <p>◇特別支援学校高等部や高等学校では、生徒が卒業後に地域で自立した生活が送れるよう、企業実習などの就職支援に取り組んでいるが、障害のある生徒を受け入れる企業が依然として少ない。</p> <p>◇発達障害については、障害特性がわかりにくく、特に意志疎通が難しいなどの課題があるため、企業への就職が厳しい。</p>	<p>○医療と福祉の連携強化や乳幼児健診の内容や問診項目の見直しにより、発達障害の早期発見の制度の向上を図ることが必要</p> <p>○保育所や幼稚園と障害福祉の専門機関との連携を図るとともに、保護者の障害受容への支援や身近で気軽に相談窓口が必要</p> <p>○医師や専門スタッフの確保および保育所などへの支援の充実を図るとともに、「総合療育センター」の中核施設としての充実強化についても検討が必要</p> <p>○小学校入学前の障害のある子どもの保育所等での受け入れの促進を図るために、「総合療育センター」等の専門スタッフによる支援や関係施設間の連携強化が必要</p> <p>○障害児通園施設での通園時間終了後の対応についても検討が必要</p> <p>○小学校入学時等の支援のあり方、情報のつなぎ方(より効果的な情報伝達方法の構築)の検討が必要</p> <p>○日中一時支援事業(放課後対策)や放課後児童クラブにおいて、障害のある子どもの受け入れを促進することが必要</p> <p>○教育・福祉・就労施策の連携を密にして、障害のある生徒が卒業後、一般企業等へ就職できるよう、関係機関が連携の上支援することが必要</p> <p>○ライフステージが変わっても、引き続き障害児通園施設等で保護者の悩みや不安感の解消、親身になった相談支援ができるよう、より身近な相談窓口や相談支援機関の周知、関係機関相互の連携が必要</p> <p>○保護者の障害の受容や子育てにおける悩み、きょうだい児の心理的ケアなどについて、専門相談機関による支援体制が必要</p>	<p>〔方向性〕 障害のある子どもが安心して生活できる社会環境づくり</p> <p>〔柱〕 ○障害のある子どもの早期発見と相談・支援体制の強化</p> <p>○保育所等での障害のある子どもの受け入れの促進と、小学校等入学時の情報伝達の強化</p> <p>○障害のある子どもの放課後対策の充実</p> <p>○相談支援体制の強化と、保護者のレスパイトや就労支援の充実</p> <p>○重度の障害のある子どもへの支援の強化</p> <p>○発達障害のある子どもへの支援の充実</p>	<p>○専門相談機関・施設に相談する割合 目標：増加</p> <p>○相談する相手いない人の割合 目標：減少</p>	<p>○生後4か月までの乳児家庭全戸訪問(のびのび赤ちゃん訪問)事業</p> <p>○乳幼児健診における問診項目の見直し</p> <p>○乳幼児発達相談指導事業(わいわい子育て相談)の拡充</p> <p>○障害児保育の充実</p> <p>○親子通園クラスの設置</p> <p>○身近で気軽に行ける相談窓口体制の整備(保育所等)</p> <p>○専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>○総合療育センター等の専門スタッフの派遣</p> <p>○総合療育センターの機能の強化</p> <p>○医療機関との連携強化</p> <p>○特別支援学校のセンター的機能の整備</p> <p>○保育所・幼稚園等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</p> <p>○一時保育事業</p> <p>○障害児通園施設の機能強化</p> <p>○障害児入所施設の機能強化</p> <p>○放課後児童クラブの運営体制の基盤整備</p> <p>○総合療育センター等の専門スタッフの派遣</p> <p>○日中一時支援事業(放課後対策)の充実</p> <p>○発達障害支援センターの充実</p> <p>○ショートステイ事業</p> <p>○重症心身障害児支援の強化</p> <p>○総合療育センターの機能の強化</p> <p>○小池学園(児童部)居住環境改善事業</p> <p>○「発達障害者のためのサポートファイル」普及事業</p> <p>○発達障害者総合支援事業</p>

4 特別な支援を要する子どもや家庭への支援

【施策 15】 障害のある子どもへの支援

★参考：現行プラン★

現状・課題	課題	施策の方向性・柱 (基本施策)	目標(成果指標)	具体的な取組み(主なもの)
<p>◇「保健福祉相談コーナー」や「障害者地域支援センター」、「子ども総合センター」など障害に関する多くの相談支援機関はあるが、周知が不十分である。</p> <p>◇ライフステージが変わる際の情報の引継ぎや共有化など、関連機関の連携の充実が望まれる。</p> <p>◇保護者が子どもの障害を受容することへの戸惑いに対するケア、障害のある子どもの特性に合わせた養育の支援、障害のある子どもを持つ親同士での相談や情報交換・交流、きょうだい児の心理的なケアなど支援の充実が求められている。</p> <p>◇ショートステイ事業は、保護者の身体的・精神的負担の軽減を図るレスパイト(一時的休息)としても利用しやすいことで必要だが、重症心身障害児の利用については受け入れ先が「総合療育センター」などに限定されている。</p> <p>◇重度の障害のある子どもは、少子化が進んでも減少していない。</p> <p>◇医療的ケアの必要な重症心身障害児(者)の支援については、施設入所、通園、ショートステイなどのサービスが不足。</p> <p>◇身体障害、知的障害および精神障害にはそれぞれ「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の公的な制度はあるが、発達障害に関しては独自の制度がなく、福祉サービスに結びつ</p> <p>◇発達障害のある子どもは、コミュニケーションの困難さなど様々な特性を持っているが、知的には問題がない場合も多く、周囲から理解されづらいため、生きづらさを抱えながら生活している。</p> <p>◇発達障害のある子どもの相談支援機関である発達障害者支援センター「つばさ」は設置以降、相談者が増加傾向にある。</p>	<p>○「ショートステイ事業」を充実することが必要</p> <p>○「ショートステイ事業」を充実することが必要</p> <p>○重症心身障害児(者)が利用できるサービスの強化・充実を図ることが必要</p> <p>○ライフステージを通じた、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を円滑に行うための検討が必要</p> <p>○発達障害に関する研修・啓発、市民の理解促進が必要</p> <p>○発達障害のある子どもやその家族の支援など「発達障害者支援センター」の相談体制の充実を図ることが必要</p>			